3　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定地域	生産する行為を制限する旨
第31468号 令和８年１月８日	Actinidia Lindl.	さぬきエメラルドキウイ	香川県 香川県高松市番町四丁目１番10号	香川県	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。
第31472号 令和８年１月８日	Chrysanthemum L.	常陸（ひたち）サニーハニー	茨城県 茨城県水戸市笠原町978番６	茨城県	〃
第31478号 令和８年１月８日	Oryza sativa L.	あおばまる	地方独立行政法人青森県産業技術センター 青森県黒石市田中82番地９	青森県	〃
第31484号 令和８年１月８日	Sarcomyxa edulis (Y.C. Dai, Niemelä & G.F. Qin) T. Saito, Tonouchi & T. Harada	群馬（ぐんま）GPS-31号（ごう）	群馬県 群馬県前橋市大手町一丁目１番１号	群馬県	〃
第31496号 令和８年１月８日	Solanum lycopersicum L.	なつみのり	長野県 長野県長野市大字南長野字幅下692－２	長野県	〃

○農林水産省告示第十七号

畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第五条第四項、第八条第一項及び第十五条第二項の規定に基づき、令和八年度に交付する加工原料乳についての生産者補給交付金等に係る総交付対象数量並びに生産者補給金の単価及び集送乳調整金の単価を次のように定めたので、同法第六条第四項（同法第八条第三項及び第十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、告示する。

令和八年一月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　総交付対象数量　三、二五〇千トン

二　生産者補給金の単価

単位	単価
１キログラム	９・１１円

三　集送乳調整金の単価

単位	単価
１キログラム	２・八三円

○農林水産省告示第十八号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第一項の規定に基づき、令和八年度の肉用子牛の保証基準価格を次のように定めたので、同条第八項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

肉用子牛の保証基準価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

品種	保証基準価格
黒毛和種	一頭につき、六〇〇、〇〇〇円
褐毛和種	一頭につき、五四七、〇〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、三四八、〇〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、一七四、〇〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、二七四、〇〇〇円

○農林水産省告示第十九号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第二項及び肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和六十三年政令第三百四十七号）第二条ただし書の規定に基づき、肉用子牛の合理化目標価格及びその合理化目標価格の決定の単位となる期間を次のように定めたので、同法第五条第八項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　肉用子牛の合理化目標価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

品種	合理化目標価格
黒毛和種	一頭につき、四五七、〇〇〇円
褐毛和種	一頭につき、四一七、〇〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、二六五、〇〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、一一九、〇〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、二一六、〇〇〇円

二　一の合理化目標価格についての肉用子牛生産安定等特別措置法施行令第二条ただし書の農林水産大臣が別に定める期間は、令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。

○国土交通省告示第六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月八日

国土交通大臣　金子　恭之

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1736	発泡プラスティック系床下地構造材を用いた床仕上げ構造に応じて評価する方法	８－１　重量床衝撃音対策	株式会社　積水化成品西部	福岡県福岡市中央区天神４丁目１番１号　第７明星ビル６階	令和７年12月15日

○国土交通省告示第七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月八日

国土交通大臣　金子　恭之

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1737	防蟻床工法に応じて評価する方法	３－１　劣化対策等級	ミサワホーム株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目４番１号	令和７年12月15日